

『『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト』の改訂について

業務対策部

日本税理士会連合会では中小企業の計算書類について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認するための書類として、『『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト』を作成し公表しておりますが、本年6月に平成20年5月以来となる改訂を行いました。

(平成25年6月の改訂内容)

- 「確認事項」欄の語尾の受動態への変更（計算書類作成主体の明確化）
- 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト掲載項目の新設（No.2,17,23,49）
- 項目の統合（旧No.6,7→新No.7 / 旧No.39,40→新No.41 / 旧No.43,45 →新No.44 / 旧No.50,51 /新No.51）

ダウンロードは日本税理士会連合会から直接できますので参照してください。

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/indicator.html#130606>



日本税理士会連合会

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト

【平成25年6月改訂】

平成 年 月 日

〔会社名〕

代表取締役

様

税理士

〔事務所の名称及び所在地〕

〔連絡先電話番号〕

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度における計算書類への「中小企業の会計に関する指針」の適用状況に関して、貴社から提供された情報に基づき、次のとおり確認を行いました。

Table with columns: 勘定科目, No, 確認事項, 無, YES, NO, チェック. Contains 11 rows of accounting items and their confirmation status.



日本税理士会連合会

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト

【平成20年5月改訂】

平成 年 月 日

〔会社名〕

代表取締役

様

税理士

〔事務所の名称及び所在地〕

〔連絡先電話番号〕

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度における計算書類への「中小企業の会計に関する指針」の適用状況に関して、貴社から提供された情報に基づき、次のとおり確認を行いました。

Table with columns: 勘定科目, No, 確認事項, 無, YES, NO, チェック. Contains 11 rows of accounting items and their confirmation status.



勘定科目	No.	確認事項	評価等		チェック
			有	NO	
有価証券	12	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価されたか。	無	NO	有
	13	売買目的有価証券がある場合、時価が貸借対照表価額とされ、評価差額は営業外損益としたか。(*)	無	NO	有
	14	市場価格のあるその他の有価証券を保有する場合、それが多額であるか否かによって適正に処理されているか。	無	NO	有
	15	時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上したか。(*)	無	NO	有
	16	その発行会社の財政状態が悪化し、市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理したか。(*)	無	NO	有
	17	棚卸資産について、災害による著しい損傷、著しい陳腐化その他これらに準ずる特別の事実が生じた場合、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げたか。	無	NO	有
	18	棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額としたか。(*)	無	NO	有
	19	最終仕入原価法により評価している棚卸資産がある場合、期間損益計算上、著しい弊害がないことが確認されたか。	無	NO	有
	20	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理したか。(*)	無	NO	有
	21	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理したか。	無	NO	有
	22	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行ったか。(*)	無	NO	有
	23	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上したか。	無	NO	有
	24	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしたか。(*)	無	NO	有
	25	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、減損の可能性について検討したか。	無	NO	有
	26	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理したか。	無	NO	有
	27	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上したか。	無	NO	有
28	繰延資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正にしたか。	無	NO	有	
29	税法固有の繰延資産は、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上され、支出の効果の及ぶ期間で償却が行われているか。	無	NO	有	



勘定科目	No.	確認事項	評価等		チェック
			有	NO	
有価証券	12	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価されているか。	無	NO	有
	13	売買目的有価証券がある場合、時価が貸借対照表価額とされ、評価差額は営業外損益とされているか。(*)	無	NO	有
	14	市場価格のあるその他の有価証券を保有する場合、それが多額であるか否かによって適正に処理されているか。	無	NO	有
	15	時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上されているか。(*)	無	NO	有
	16	その発行会社の財政状態が悪化し、市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額がなされ、評価差額は当期の損失として処理されているか。(*)	無	NO	有
	17	棚卸資産がある場合、原則として、取得原価で計上されているか。	無	NO	有
	18	棚卸資産について、災害による著しい損傷、著しい陳腐化その他これらに準ずる特別の事実が生じた場合、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げられているか。	無	NO	有
	19	棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とされているか。(*)	無	NO	有
	20	最終仕入原価法により評価している棚卸資産がある場合、期間損益計算上、著しい弊害がないことが確認されているか。	無	NO	有
	21	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別され、適正に処理されているか。(*)	無	NO	有
	22	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理されているか。	無	NO	有
	23	固定資産がある場合、原則として、取得原価で計上されているか。	無	NO	有
	24	減価償却は経営状況などにより任意に行うことなく、継続して規則的な償却が行われているか。(*)	無	NO	有
	25	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額が修正され、修正額が特別損失に計上されているか。	無	NO	有
	26	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額がなされているか。(*)	無	NO	有
	27	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、減損の可能性について検討されたか。	無	NO	有
28	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理されているか。	無	NO	有	
29	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上されているか。	無	NO	有	
30	繰延資産として計上された費用がある場合、当期の償却が適正になされているか。	無	NO	有	
31	税法固有の繰延資産は、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上され、支出の効果の及ぶ期間で償却が行われているか。	無	NO	有	

新

旧

勘定科目	No.	確認事項	特高等	
			チェック	有
金銭債権	32	金銭債権は網羅的に計上され、債務額が付されているか。	無	YES NO
	33	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、それを固定負債の部に表示されているか。	無	YES NO
	34	関係会社に対する金銭債権がある場合、項目ごとの区分表示又は注記がなされているか。	無	YES NO
	35	デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものがある場合、これを時価で評価しているか。	無	YES NO
	36	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、固定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上しているか。(*)	無	YES NO
引当金	37	役員賞与が支給された場合、発生した事業年度の費用として処理されているか。	無	YES NO
	38	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、退職退職年金及び確定給付企業年金)が採用されている場合は、退職給付引当金が計上されているか。(*)	無	YES NO
退職給付債務・退職給付引当金	39	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度が採用されている場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。(*)	無	YES NO
	40	新たな会計処理の採用に伴う影響額が完結法により費用処理されている場合は、未償却の金額が注記されているか。	無	YES NO
税金費用・税金債務	41	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上され、決算日後に納付すべき税金債務は、流動負債に計上されているか。	無	YES NO
	42	税額控除の適用を受ける受取配当・受取利息に関する源泉所得税がある場合は、法人税、住民税及び事業税に含められているか。	無	YES NO
税効果会計	43	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示されているか。	無	YES NO
	44	一時差異の金額に重要性がある繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合は、それが計上され、その主な内訳等が注記されているか。	無	YES NO
純資産	45	繰延税金資産が計上されている場合、厳格かつ慎重に回収可能性が検討されたか。	無	YES NO
	46	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分され、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分され、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分されているか。	無	YES NO
収益・費用の計上	47	収益及び費用については、会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用が計上されているか。(*)	無	YES NO
	48	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識されているか。(*)	無	YES NO
リース取引	49	所有権移転がファイナンス・リース取引の借手となり賃貸借取引による処理が行われた場合、未償却リース料が注記されているか。	無	YES NO

勘定科目	No.	確認事項	特高等	
			チェック	有
金銭債権	30	金銭債権は網羅的に計上し、債務額を付しているか。	無	YES NO
	31	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、それを固定負債の部に表示されているか。	無	YES NO
	32	関係会社に対する金銭債権がある場合、項目ごとの区分表示又は注記がなされているか。	無	YES NO
	33	デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものがある場合、これを時価で評価しているか。	無	YES NO
	34	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、固定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上しているか。(*)	無	YES NO
引当金	35	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理しているか。	無	YES NO
	36	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、退職退職年金及び確定給付企業年金)が採用されている場合は、退職給付引当金を計上しているか。(*)	無	YES NO
退職給付債務・退職給付引当金	37	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。(*)	無	YES NO
	38	新たな会計処理の採用に伴う影響額が完結法により費用処理されている場合は、未償却の金額が注記されているか。	無	YES NO
税金費用・税金債務	39	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上しているか。	無	YES NO
	40	決算日後に納付すべき税金債務は、流動負債に計上しているか。	無	YES NO
税効果会計	41	税額控除の適用を受ける受取配当・受取利息に関する源泉所得税がある場合は、法人税、住民税及び事業税に含められているか。	無	YES NO
	42	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示されているか。	無	YES NO
純資産	43	一時差異の金額に重要性がある繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合は、それが計上されたか。	無	YES NO
	44	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記しているか。	無	YES NO
収益・費用の計上	45	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分しているか。	無	YES NO
	46	収益及び費用については、会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上しているか。(*)	無	YES NO
引当金	47	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識しているか。(*)	無	YES NO
	48	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識しているか。(*)	無	YES NO



勘定科目	No.	確認事項	残高等	
			有	チェック
外貨建取引等	50	外貨建取引が行われた場合、原則として、取引発生時の為替相場による円換算額により記録されているか。	無	YES NO
	51	外国通貨又は外貨建金債権債務(外貨預金を含む。)がある場合、決算時の為替相場による円換算額が付されているか。	無	YES NO
	52	外貨建ての子会社株式及び関連会社株式がある場合、取得時の為替相場による円換算額は変動事由ごとにその金額が表示されているか。	有	YES NO
	53	株主資本の各項目は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分され、当期変動額は変動事由ごとにその金額が表示されているか。	有	YES NO
	54	株主資本以外の各項目がある場合、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分され、当期変動額は総額で表示されているか。	有	YES NO
株主資本等変動計算書	55	発行済株式及び自己株式について、その種類及び株式数に関する事項が注記されているか。	有	YES NO
	56	剰余金の配当があった場合、当期中の支払額及び翌期の支払額が注記されているか。	有	YES NO
個別注記表	57	重要な会計方針に係る事項について注記されているか。	有	YES NO
	58	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項がある場合、それが注記されているか。	有	YES NO
		上記以外の「中小企業の会計」に関する指針1)の項目について適用状況を確認したか。	有	YES NO
		当期において会計方針の変更等があった場合には、その内容及び影響額	有	YES NO
所見				

※「残高等」欄については、該当する勘定科目の残高がない場合は「無」で囲み、これらがある場合は、「確認事項」とおり「中小企業の会計」に関する指針1)に貸して処理しているときは、「チェック」欄の「YES」、同指針に貸していないときは同欄の「NO」で囲む。
 ※「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載する(なお、「*」が付された「確認事項」については、その事項ごとに理由等を詳細に記載する。)
 ※「所見」欄は、上記の点のほか、当該会社の経営に関する姿勢、採索性、技術力等、特にみるべきものがある場合に記入する。



勘定科目	No.	確認事項	残高等	
			有	チェック
外貨建取引等	49	外貨建取引を行っている場合、取引発生時の為替相場による円換算額により記録したか。	無	YES NO
	50	外国通貨を保有している場合、決算時の為替相場による円換算額を付したか。	無	YES NO
	51	外貨建金債権債務(外貨預金を含む。)がある場合、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付したか。	有	YES NO
	52	外貨建ての子会社株式及び関連会社株式がある場合、取得時の為替相場による円換算額を付したか。	有	YES NO
	53	株主資本の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示したか。	有	YES NO
株主資本等変動計算書	54	株主資本以外の各項目がある場合、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は総額で表示したか。	有	YES NO
	55	発行済株式及び自己株式について、その種類及び株式数に関する事項を注記したか。	有	YES NO
個別注記表	56	剰余金の配当がある場合、当期中の支払額及び翌期の支払額を注記したか。	有	YES NO
	57	重要な会計方針に係る事項について注記をしたか。	有	YES NO
		上記以外の「中小企業の会計」に関する指針1)の項目について適用状況を確認したか。	有	YES NO
		当期において会計方針の変更等があった場合には、その内容及び影響額	有	YES NO
所見				

※「残高等」欄については、該当する勘定科目の残高がない場合は「確認事項」に該当する事実がない場合は「無」で囲み、これらがある場合は、「確認事項」とおり「中小企業の会計」に関する指針1)に貸して処理しているときは、「チェック」欄の「YES」、同指針に貸していないときは同欄の「NO」で囲む。
 ※「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載する(なお、「*」が付された「確認事項」については、その事項ごとに理由等を詳細に記載する。)
 ※「所見」欄は、上記の点のほか、当該会社の経営に関する姿勢、採索性、技術力等、特にみるべきものがある場合に記入する。